

公的関与による森林整備の内容について

～技術専門部会の検討結果について～

1. 公的関与が必要な森林のあるべき姿と必要な施業

→資料 1-1

(1) 公的関与が必要な森林のあるべき姿

公的関与が必要な森林(区分アからエ)のあるべき姿とは、渇水期にも水田を潤し、安定した水道水を確保できる水源涵養の機能、土砂流出や山腹崩壊等を防止する機能などが適切に発揮されることによって、将来にわたり県民生活の安全・安心が持続的に確保できる状態にあることである。

こうした森林の公益的機能の発揮に加えて、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルなどの野生獣と人の生活圏とを隔てる見通しの良い里山林としての機能等も発揮できる状態にあることである。

(2) 公的関与が必要な森林の現状

これらの機能を担う森林は、数十年前まで薪や炭などの家庭用エネルギーを都市へ供給していたかつての薪炭林、そして、戦後の建築用材の不足に対応するために植栽されたスギ人工林等である。いずれの林も、その後、需要の激減や住民の高齢化・人口減少等から、長期にわたり管理が困難な状況にあるため、ほとんどの森林に手入れが行き届いていない。また、今後さらに、森林管理に関わってきた集落そのものの維持が困難となることが予想される。

このように、現状は、本来必要な間伐等の施業が行われておらず、公益的機能を適切に発揮する森林からはかけ離れた状態にあり、豪雨豪雪時の山地災害や、干ばつによる下流域の上水道や水田の水不足等により、住居地の安全・安心に影響を及ぼすことが懸念される。

また、施業が行われず藪化した里山林は、クマ等の野生獣が人目につかずに住宅地や農地等に容易に近づくことができる状態にある。

(3) 公的関与が必要な森林の施業

このような状態の森林に適切な手入れを施し、あるべき姿に誘導する必要がある。水源涵養機能や土砂流出・山腹崩壊の防止機能等を強化するために、過密林の間伐や天然木を活かす刈り出しにより、高木の良好な生育を促すとともに、次世代の高木性広葉樹を有する森林へ誘導する。

こうした森林の公益的機能発揮のための施業のほか、野生獣被害を未然に防止するため、集落や農地に隣接する森林について、林内の見通しを阻害する低木等の刈り払いを行い、緩衝帯を整備する。

2. 標準的な施業モデルによる総事業費の試算

→資料 1-2

(1) 試算の対象とする森林整備面積及び整備期間

公的関与が必要な4区分の森林は、実態として、様々な姿・形で、それ以外の森林(人工林の経済林やイ以外の広葉樹林等)と混ざり合っている存在

している。

その状態の中で、効率的・効果的に森林整備を進めていくために、試算の前提条件として、一定のまとまった森林として公益的機能の発揮が期待される範囲と、一通りの整備を完了させる整備期間を設定した。

① 公的関与により公益的機能の発揮が必要な森林整備

条件不利な私有林人工林（区分ア）は、市町村が、森林環境譲与税を活用して、公益的機能の発揮のための整備を行う森林経営管理制度の主な対象森林とされることから、区域面積の全てを試算対象の面積とした。

広葉樹林（区分イ）・集落管理人工林（区分ウ）・条件不利人工林（公有林等）（区分エ）は、「水源涵養保安林」に指定されている森林面積を試算対象とした。

また、その保安林周辺を含めて市町村森林整備計画で水源涵養や災害防止等の機能の維持増進が必要な「水土保持林（水）」としてゾーニングされている森林の面積でも試算した。

これらの森林は、間伐等の施業基準を勘案し、整備期間を 30 年間とした。

② 野生獣被害の防止等のための緩衝帯整備

公的関与が必要な森林のうち、最近の野生獣による農作物や人的被害の状況を踏まえ、所有形態や人工林・天然林に関わらず、まずは、公道（林道を除く）から 100m未満の範囲内にある森林を緩衝帯整備の試算対象とした。

また、その中から、近年、現に野生獣が出没している地域を踏まえて設定した森林でも試算した。

整備は、1 サイクルを 10 年間として、20 年以内で整備することとした。

(2) 標準的な施業モデルの単価設定

公的関与が必要な 4 区分の森林において、区分毎に標準的な施業のモデルを設定し、その単価を算出した。

※ なお、本来、森林施業は多様であり、森林の現況や地形・地質・気象等、様々な条件に応じて慎重に実施すべきであるが、これらを全て反映した施業単価を設定することは極めて困難であるため、設定に当たっては、あくまで標準的な施業モデルの経費として捉えた上で、実施段階での現地状況に応じた多様な施業方法の選択を妨げるものではないとすべきことに留意する必要がある（H31 年 3 月、委員会報告書 p18）。

(3) 総事業費及び年間事業費

① 公的関与により公益的機能の発揮が必要な森林整備

整備面積に上記の標準的な施業モデルの単価を乗じることにより、森林の公益的機能発揮のために必要な「区分ア～エ」の森林整備に係る総事業費は 410～480 億円程度と試算される。これを整備期間 30 年とする

前提で試算すると、年間 13～16 億円程度となる。

このうち区分アは、年間 10 億円程度の森林環境譲与税が財源として見込まれるので、譲与税以外により整備が必要な事業費は 90～160 億円程度、年間 3～6 億円程度となる。

② 野生獣被害防止等のための緩衝帯整備

また、野生獣被害防止対策のための緩衝帯整備については、10～20 億円程度であり、年間 0.5～2 億円程度となる。

→資料 1-3、1-4

なお、年間の整備面積は、現在、取組が進められている林業生産活動等に、さらに追加的に発生する事業となる。そのために、これらの森林整備を確実に実施していくためには、森林組合や林業事業体等における担い手の確保・育成に積極的に取り組む必要がある。